

○厚生労働省告示第三百二十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第九中「テリパラチド製剤」を

「テリパラチド製剤  
アドレナリン製剤」

に改める。